

医整第700号  
平成28年11月7日

高齢福祉課長 }  
障害福祉課長 } 様

医療整備課長

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について

このことについて、厚生労働省医政局医事課から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

岐阜県健康福祉部医療整備課医事係  
係長 森川 担当者 柳瀬  
TEL 058-272-1111 (2526)  
直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1